

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その1)

平成29年

目 次

議案第 4 号	市道路線の認定について……………	5
議案第 5 号	業務委託契約の締結について……………	14
議案第 6 号	物件供給契約の締結について……………	30
議案第 7 号	指定管理者の指定について……………	34
議案第 8 号	鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定委員会条例の制定に ついて……………	35
議案第 9 号	鎌倉市放課後子どもひろば条例の制定について……………	37
議案第 10 号	鎌倉市障害児通所支援事業等運営事業者選定委員会条例の制 定について……………	41
議案第 11 号	鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について……………	43
議案第 12 号	鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	45
議案第 13 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	48
議案第 14 号	社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制 定について……………	51
議案第 15 号	鎌倉市障害児活動支援センター条例を廃止する条例の制定に ついて……………	53
議案第 16 号	鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定 について……………	55
議案第 17 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について……………	57
議案第 18 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	59
議案第 19 号	鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	61
議案第 20 号	鎌倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施 するための人員等に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例の制定について……………	63
議案第 21 号	鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……………	66
議案第 22 号	鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……………	68
議案第 23 号	鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	70
議案第 24 号	鎌倉市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一 部を改正する条例の制定について……………	72

議案第 25 号	鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会条例を廃止する条例の制定について……………	75
議案第 26 号	平成29年度鎌倉市一般会計補正予算（第2号）……………	77
議案第 27 号	平成29年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	81

議案第 4 号

市道路線の認定について

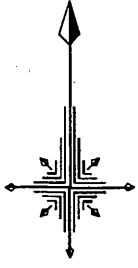
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成29年6月14日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

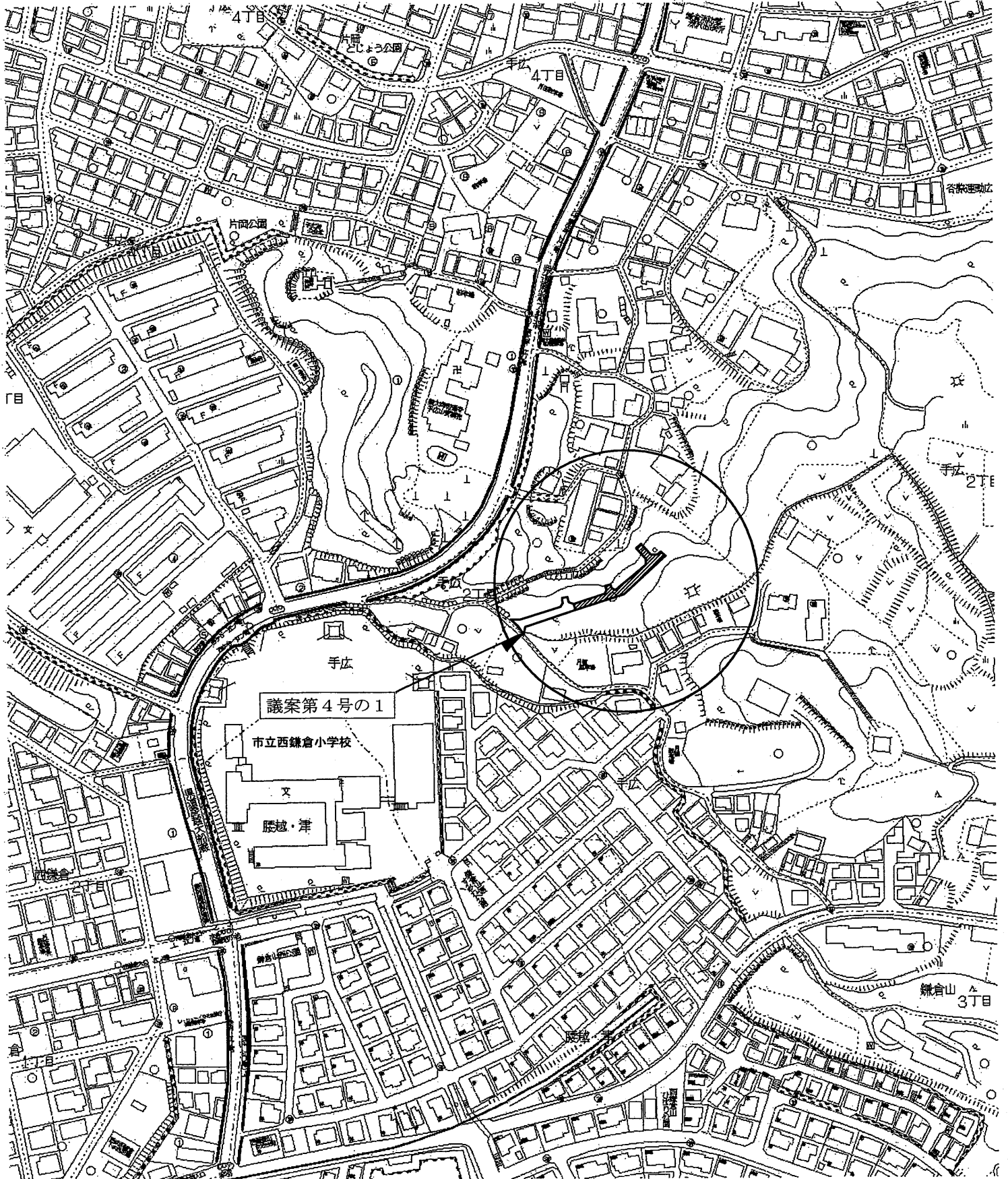
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	手 広 二 丁 目	513番8	手 広 二 丁 目	514番6	5.51～5.52	68.39	458.07	1
2	城 廻 字 城 宿	382番1	城 廻 字 城 宿	382番9	5.00～9.29	20.75	137.23	2
3	笹 目 町	410番11	笹 目 町	410番13	5.00～9.25	24.76	156.95	3
4	材 木 座 二 丁 目	241番5	材 木 座 二 丁 目	241番2	4.50～8.82	23.72	140.18	4

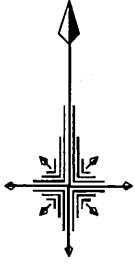


凡例  認定箇所

案内図

図面番号 1

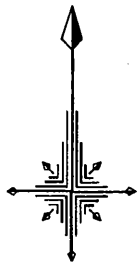




公図写

図面番号 1

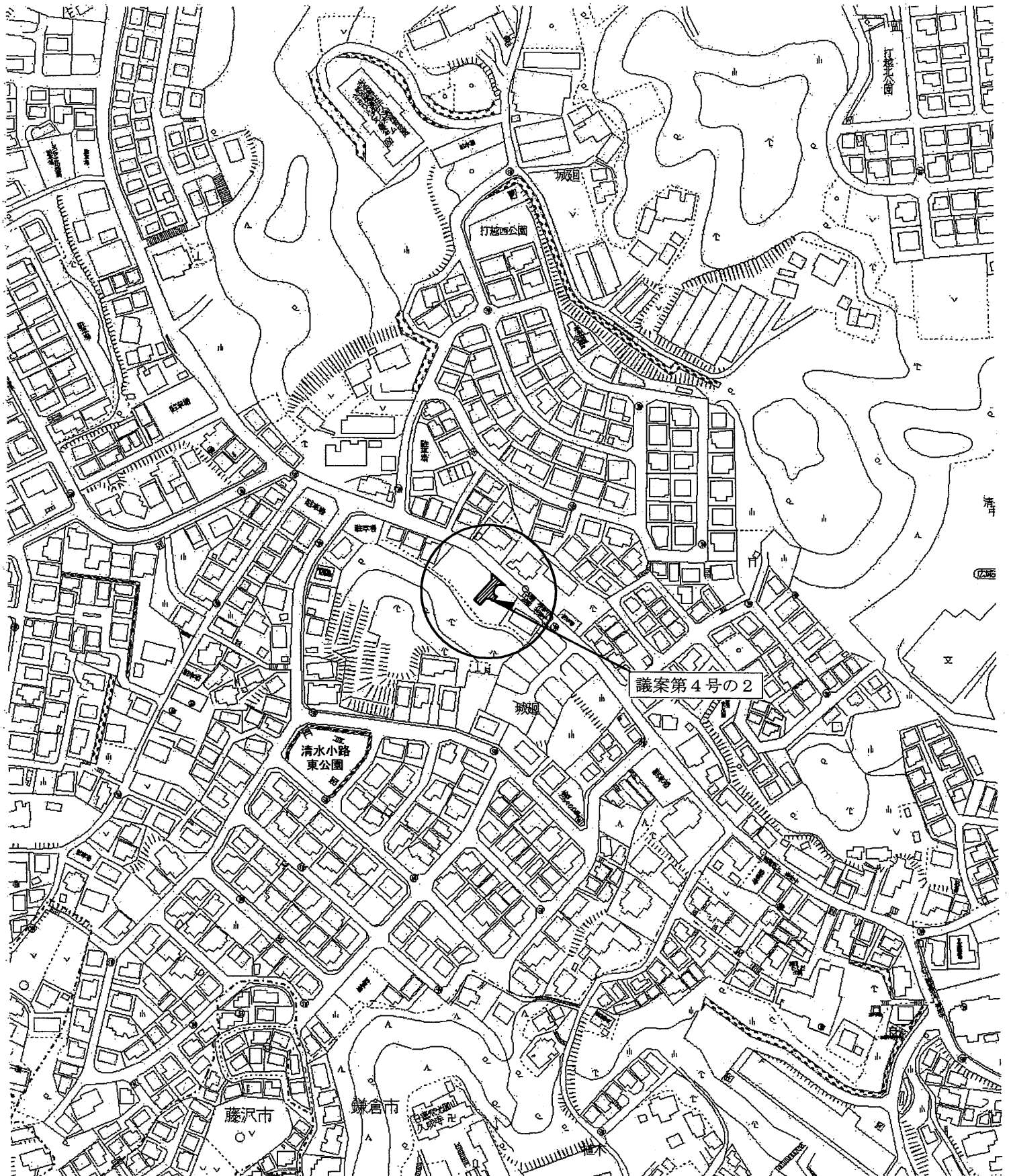


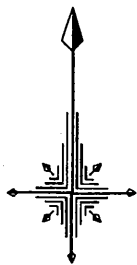


凡例  認定箇所

案内図

図面番号 2

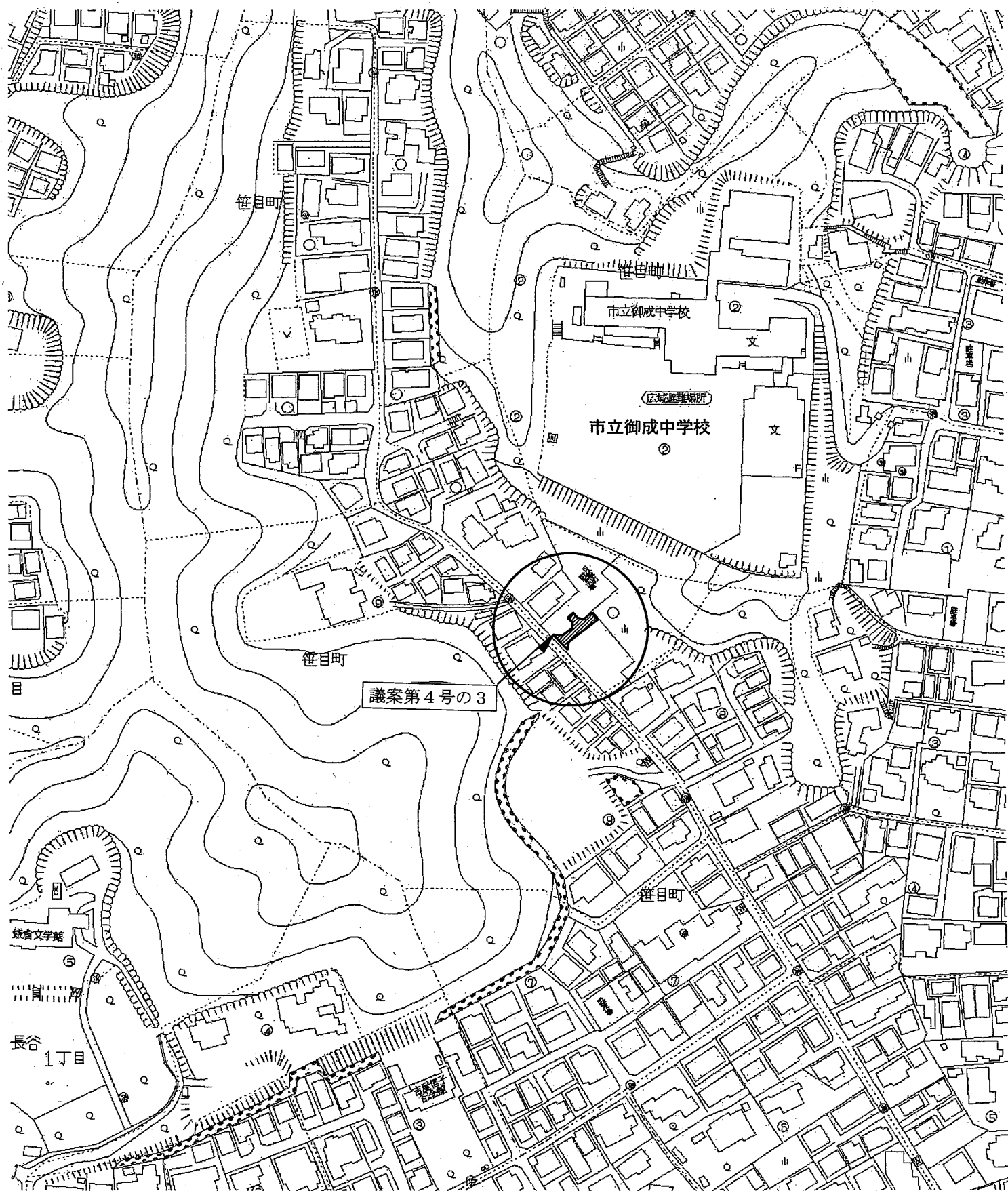


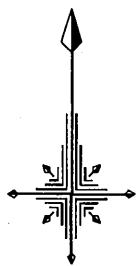


凡例  認定箇所

案内図

図面番号 3

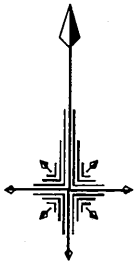




公図写

図面番号 3

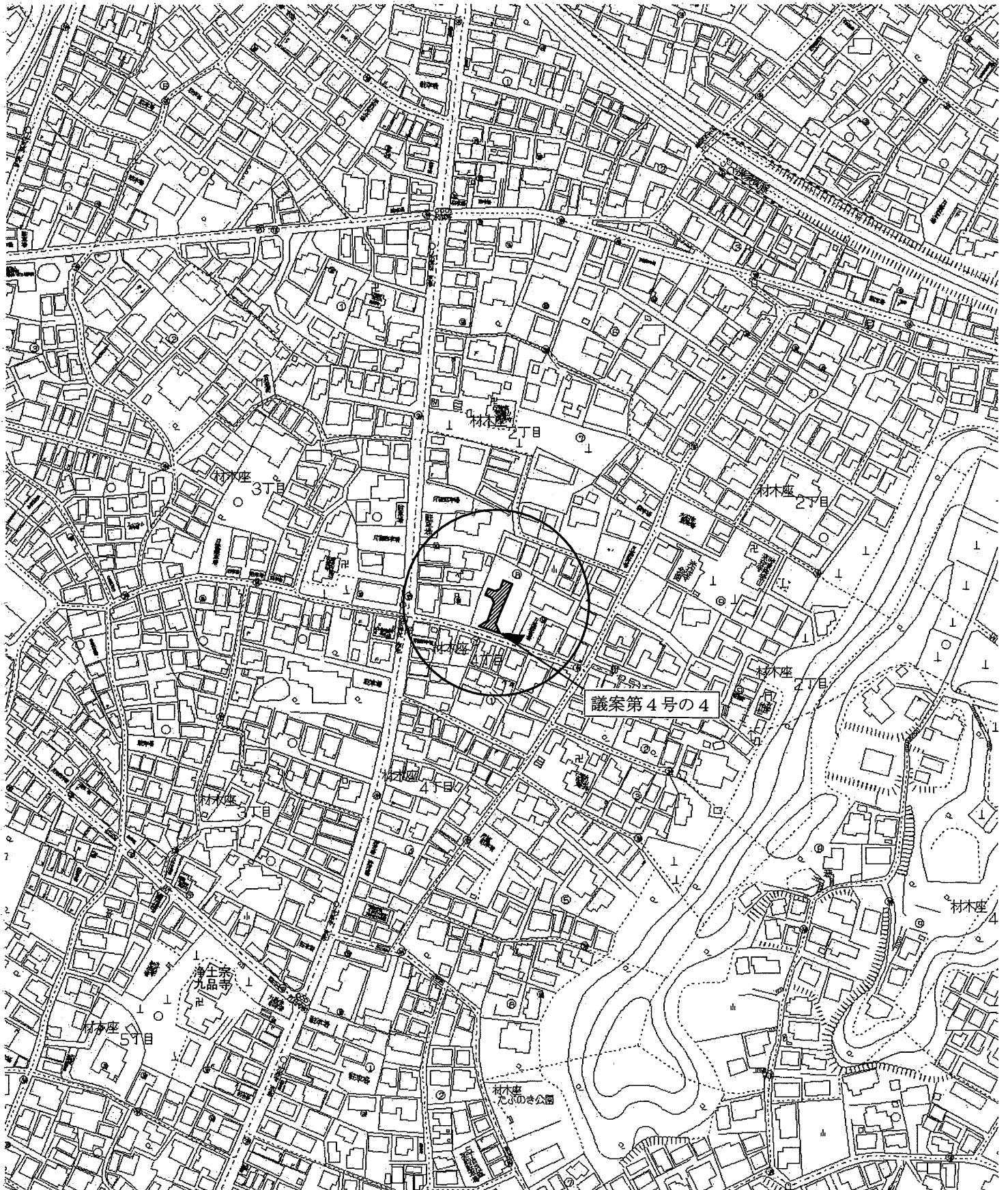


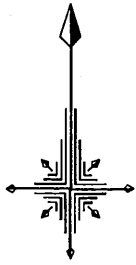


凡例  認定箇所

案内図

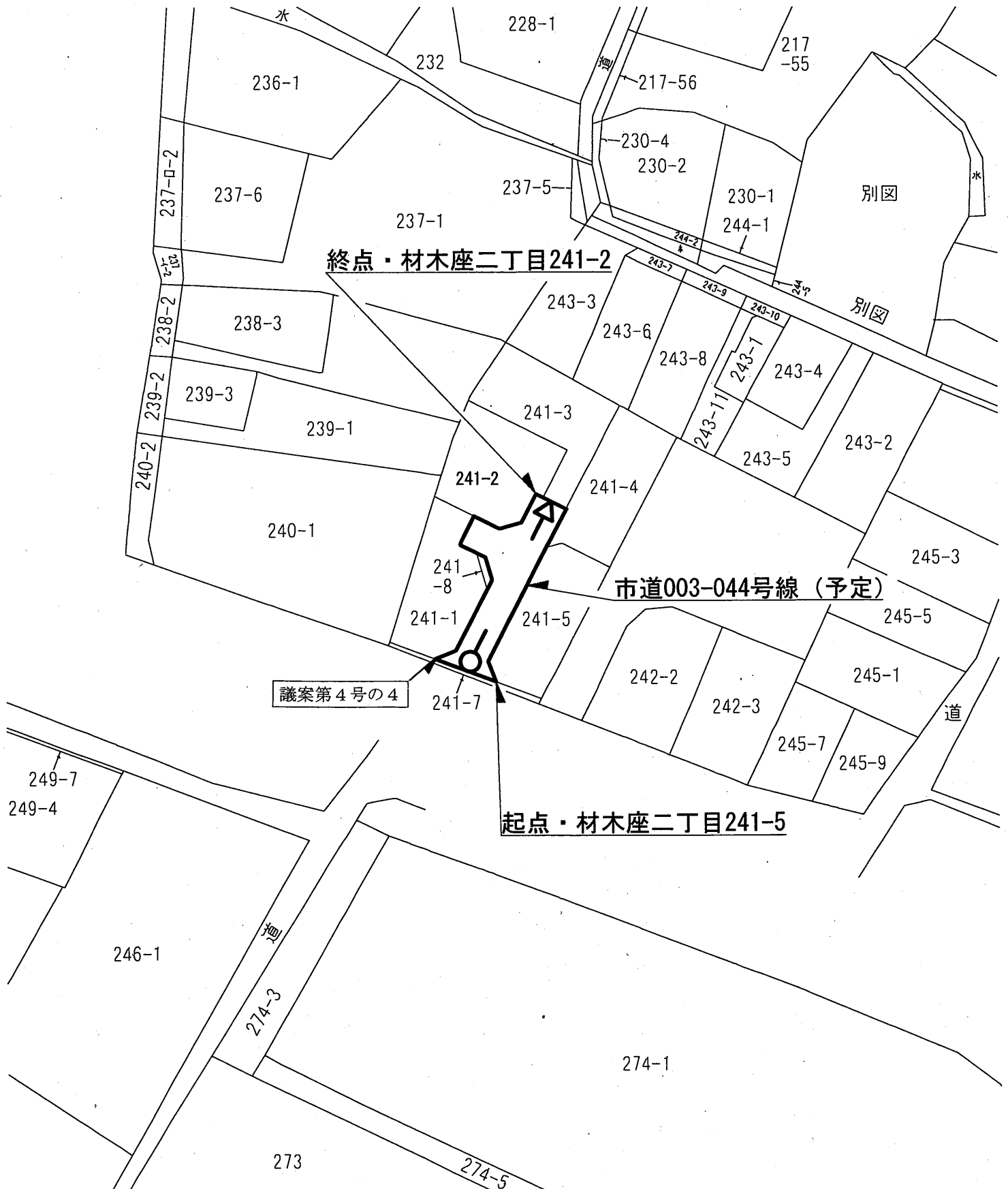
図面番号 4





公図写

図面番号 4



議案第 5 号

業務委託契約の締結について

本市は、平成29年度防災行政無線（同報系）デジタル化整備委託について、一般競争入札の方法により、次のとおり業務委託契約を締結するものとする。

平成29年 6 月 14 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 件 名 | 平成29年度防災行政無線（同報系）
デジタル化整備委託 |
| 2 | 施行位置 | 鎌倉市全域 |
| 3 | 契約金額 | 428,760,000円 |
| 4 | 委託契約者 | 横浜市金沢区福浦二丁目4番地15
三愛電子工業株式会社 横浜営業所
営業所長 三 浦 幸 喜 |

「参 考」

業務委託仮契約書

1 業務の名称	平成29年度防災行政無線（同報系）デジタル化整備委託
2 業務の内容	電波法施行規則改正に伴い、現在アナログ方式で運用されている防災行政無線をデジタル方式に適合するよう整備する事業。
3 業務の場所	鎌倉市全域
4 契約金額	428,760,000円
5 契約予定期間	自 契約締結の日 至 平成34年3月31日
<p>この仮契約書は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（以下「条例」という。）第2条による議会の議決を経たとき本契約に切り替わるものとしします。</p> <p>この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、履行期間については当該通知書に記載のとおりとしします。</p> <p>ただし、受注者が本契約締結までの間に地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合、または鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を結ばないものとしします。</p> <p>この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとしします。</p>	

鎌倉市（以下「甲」という。）と三愛電子工業株式会社 横浜営業所（以下「乙」という。）とは、平成29年度防災行政無線（同報系）デジタル化整備委託（以下「業務」という。）について、次のとおり仮契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、防災行政無線（同報系）のデジタル化整備事業を乙に委託し、乙はこれを受託し、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書、仕様書に添付された図面等に従い信義誠実に履行する。

（契約予定期間）

第2条 この契約による業務の委託期間は、契約締結日から平成34年3月31日までとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は金428,760,000円（うち消費税額及び地方消費税額金31,760,000円）とする。

(契約保証金)

- 第4条 乙は、この契約と同時に鎌倉市契約規則（昭和39年6月12日鎌倉市規則第20号）第2条第1項第2号に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金には利息を付さないものとする。
 - 3 甲は、乙が契約保証金を付したときは、保管証書を乙に交付するものとする。
 - 4 契約保証金はこの契約に定める損害賠償額の予定と解釈しないものとする。
 - 5 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。
 - 6 乙は、前項の定めにより契約保証金の還付を請求する時には、第2項の定めにより交付を受けた保管証書を甲に返還しなければならない。
 - 7 甲は、乙の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除されたときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。この場合において、契約保証金の額を超えて甲に損害が発生した場合、甲は、乙にその損害額を請求することができる。

(契約保証金納付の免除)

- 第5条 甲は、乙が鎌倉市契約規則第5条の各号のいずれかに該当する場合には前条に定める契約保証金の納付を免除する。

(契約の役務的履行保証)

- 第6条 乙は、第4条の規定にかかわらず、この契約と同時に鎌倉市契約規則第39条が定める内容の保証を付した公共工事履行保証証券（履行ボンド）に係る証券を提出しなければならない。

(業務の場所)

- 第7条 業務の場所は、別紙仕様書に示したとおりとする。

(業務の着手期限)

- 第8条 乙は、契約締結後、速やかに業務に着手しなければならない。

(監督員)

- 第9条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知する。監督員を変更した時も、同様とする。
- 2 監督員は、この契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限で設計図書において定めるものを有する。
 - (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく施工のための詳細図書等の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の承諾
 - (3) 設計図書に基づく業務の管理、立会い、施工の状況の検査又は材料の試験若しくは検査

- 3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく甲の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 甲が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 6 甲が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(現場代理人等)

- 第10条 乙は、現場代理人及び履行場所における業務の技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者を定め、書面をもって、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者又は監理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 前項の現場代理人は、主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。
 - 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、履行場所に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この契約に基づく乙の一切の権限（委託金額の変更、委託代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。
 - 4 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の履行場所における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について履行場所における常駐を要しないこととすることができる。
 - 5 乙は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって甲に通知しなければならない。

(履行報告)

- 第11条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(履行に関する措置要求)

- 第12条 甲又は監督員は、現場代理人、主任技術者、監理技術者その他乙が業務のために使用している下請負人等で業務又は管理につき不相当と認められる者があるときは、乙に対して必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
 - 3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(材料の品質及び検査等)

第13条 材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

- 2 乙は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 前項の検査に直接必要な費用(監督員の派遣に要する費用を除く。)は、乙の負担とする。
- 4 監督員は、乙から第2項の検査を求められたときは、請求を受けた日から7日以内にこれに応じなければならない。
- 5 甲は、材料に第2項の検査の際発見することができなかつた隠れたかしがあり、使用に不相当と認めるときは、乙に対し必要な措置を求めることができる。
- 6 乙は、前項の場合を除き、業務の現場内に搬入した材料を監督員の承諾を受けずに業務の現場外に搬出してはならない。
- 7 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された材料については、当該決定を受けた日から7日以内に業務の現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び記録の整備等)

第14条 乙は、設計図書において、監督員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された材料について、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 乙は、設計図書において監督員の立会いのうえ実施するものと指定された業務については、当該立会いを受けて実施しなければならない。
- 3 乙は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は写真等の記録を整備すべきものと指定した材料の調合又は業務の実施をするときは、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、監督員の要求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれを提出しなければならない。
- 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれに応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の業務に支障をきたすときは、乙は、監督員に書面で通知したうえ、当該立会い又は見本検査を受けることなく、材料を調合して使用し、又は業務を実施することができる。この場合において、乙は当該材料の調合又は業務の実施を適切に行ったことを証する見本又は写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第15条 乙は、業務の実施が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合においては、乙は、業務委託料の増額又は履行期間の延長を請求することができない。

ただし、当該不適合が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 甲又は監督員は、乙が第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は実施した業務が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、当該相当の理由を乙に通知して業務の実施部分を破壊して検査することができる。この場合においては、当該検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(一般的損害)

第16条 目的物の引渡し前に、目的物又は材料について生じた損害その他業務の実施に関して生じた損害（次条又は第18条第1項に規定する損害を除く。）は、乙の負担とする。

ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 業務の実施に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、甲がその損害を補償しなければならない。

ただし、その損害のうち、業務の実施につき、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、乙がこれを負担する。

- 2 前項に定めるもののほか、業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは乙がその損害を賠償しなければならない。

ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

- 3 前2項の場合その他業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第18条 目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で甲乙双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、目的物、仮設物、現場搬入済みの材料又は機械器具等に損害を生じたときは、乙は、その事実発生後直ちに、その状況を甲に通知しなければならない。

ない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を書面をもって、乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を、甲に求めることができる。

（検査及び引渡し）

第19条 乙は、業務が完了したときは、その旨を書面にて甲に通知しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という。）は前項の通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に乙の立会いのうえ、業務の完成を確認するための検査を行うものとする。この場合においては甲又は検査職員は、当該検査の結果を書面をもって乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の検査に立会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることはできない。
- 4 乙は、第2項の検査に合格したときは、甲の指示に従い、直ちに目的物を甲に引渡さなければならない。
- 5 甲又は検査職員は、第2項の検査に当たり、必要があると認めるときは、目的物を最小限度破壊して検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は乙の負担とする。
- 6 乙は、完了した業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補し、又は改造して甲又は検査職員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補又は改造の完了を業務の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（業務委託料の支払）

- 第20条 甲は、目的物が前条第2項の検査に合格し、かつ、前条第4項の引渡しを受けた後に乙から所定の手続に従って業務委託料の請求があったときは、30日以内に乙に当該業務委託料を支払わなければならない。
- 2 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第21条 甲は、第19条第4項の規定による引渡し前においても、目的物の全部又は一部を乙の書面による同意を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の使用により、乙に損害を及ぼし、又は乙の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。

(前金払)

第22条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年6月27日法律第91号）に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の業務完了の時期を保証期限とし、同法に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したのち、甲のあらかじめ指定する範囲内の前払金の支払を請求することができる。

- 2 乙は、前払金の支払を請求しようとするときは、前項の保証契約に係る保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする保証契約を締結したときは、その保証証書を甲に寄託して、甲のあらかじめ指定する範囲内の中間前払金の支払を請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に中間前払金を支払わなければならない。
- 6 乙は、第25条の規定による部分払又は第26条の規定による業務委託料の支払を請求した後にあっては、第4項の中間前払金の支払を請求することができない。
- 7 乙は、第4項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。
- 8 甲は、前金払をした後において、設計変更その他の事由により契約を変更した結果、変更後の契約金額が当初の契約金額の2/10以上増額し、または減額したときは、変更後の契約金額に既に支払った前払金の当初の契約金額に対する率を乗じて得た額に達するまで、乙に前払金を追加払いし、または返還させることができる。この場合、甲は、請求を受けた日から20日以内に追加額を支払い、または、乙は、業務委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 9 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 10 甲は、乙が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）

第8条に規定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第23条 乙は、前条第8項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第24条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料並びにこの業務の現場管理費及び一般管理費等のうちこの業務の実施に要する費用（前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除く。）に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第25条 乙は、業務の完了前に、業務の出来形部分及び甲が部分払の対象とすることを認めた材料等に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額（当該契約に係る義務の履行が可分である場合は、完成部分の代価に相当する額以内の額）について、次項以下の定めるところにより、部分払を請求することができる。

2 乙は、中間前払金の支払を請求した後にあっては、部分払を請求することができない。

ただし、甲が特に必要と認めた場合は、この限りでない。この場合において、以下「前払金」とあるのは、「中間前払金」も含むものとする。

3 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来形部分及び甲が部分払の対象とすることを認めた材料等の検査を甲に求めなければならない。

4 第19条第2項及び第5項の規定は、前項の検査について準用する。

5 乙は、第3項の規定による検査に合格したときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から20日以内に部分払金を支払わなければならない。

ただし、当該契約に係る義務の履行が可分である場合は、当該完成部分の引渡し後、当該請求を受けた日から40日以内に支払うものとする。

6 第1項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは、「業務委託料相当額か

らすでに部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

7 この契約において、部分払金の額は、次の式により算定する。

部分払金の額 \leq (出来高 $\text{額}-$ 前回出来高 $\text{額}) \times (9/10$ (当該契約にかかる義務の履行が可分である場合は $10/10$)) $-$ 当該会計年度の前払金額 \times (出来高 $\text{額}-$ 前回出来高 $\text{額}) /$ 当該会計年度の出来高予定額

8 契約者は、前会計年度末における出来高 額 が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、当該会計年度の当初に当該超過額 (以下「出来高超過額」という。) について、部分払を請求することができる。この場合における部分払金の額は、次の式により算定する。

部分払金の額 \leq 出来高超過額 $\times (9/10)$

9 前項の規定により当該会計年度の当初に出来高超過額について部分払をしたときは、当該会計年度における他の部分払金の額については、第7項の算定式中「当該会計年度の出来高予定額」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額 $-$ 出来高超過額」と読み替えるものとする。

10 契約者は、前会計年度末における出来高 額 が前会計年度までの出来高予定額に不足する場合には、当該不足額 (以下「出来高不足額」という。) に相当する出来高 額 に達した後の当該会計年度最初の部分払のときに、出来高不足額を含めて部分払を請求しなければならない。この場合における部分払金の額は、次の式により算定する。

部分払金の額 \leq 出来高不足額 $\times (9/10) -$ 前会計年度の前払金額 \times (出来高不足額 $/$ 前会計年度の出来高予定額) $+ ($ 出来高 $\text{額}-$ 前回出来高 $\text{額}-$ 出来高不足額 $) \times 9/10 -$ 当該会計年度の前払金額 \times (出来高 $\text{額}-$ 前回出来高 $\text{額}-$ 出来高不足額) $/$ 当該会計年度の出来高予定額

11 この契約において、契約を締結した会計年度に翌会計年度以降分の前払金を含めて前金払をした場合の部分払金の額は、前各項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 \leq (出来高 $\text{額}-$ 既に部分払の対象となった出来高 額 (以下「前回出来高 額 」という。)) $\times (9/10$ (当該契約に係る義務の履行が可分である場合にあっては、 $10/10$)) $-$ 前払金額 \times (出来高 $\text{額}-$ 前回出来高 $\text{額}) /$ 契約金額

(部分引渡し)

第26条 目的物について、甲が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分 (以下「指定部分」という。) がある場合において、当該部分の業務が完了したときについては、第19条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「目的物」とあるのは「指定部分に係る目的物」と、第20条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第20条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る業務委託料の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する業務委託料の額は、甲乙協議して定める。

ただし、甲が前項の規定により準用される第20条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る業務委託料の額＝指定部分に相応する業務委託料の額×(1－前払金額／契約金額)

- 3 前項の規定による部分引き渡しに係る業務委託料の支払いを請求した後にあっては、乙は甲に対し、部分払いを請求することが出来ない。

(債務負担行為等に基づく複数年契約の特則)

第27条 債務負担行為等に基づく複数年契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

29年度	44,226,000円
30年度	62,065,440円
31年度	82,281,960円
32年度	85,629,960円
33年度	154,556,640円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

29年度	49,140,000円
30年度	68,961,600円
31年度	91,424,400円
32年度	95,144,400円
33年度	171,729,600円

- 3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為等に基づく複数年契約の前金払の特則)

第28条 債務負担行為等に基づく複数年契約の前金払については、第22条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第22条及び第23条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第25条第1項の業務委託料相当額（以下この条及び次条において「業務委託料相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。

ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、乙は、各会計年度において中間前払金の支払を請求することができる。ただし、部分払（第25条第8項に規定する出来高超過額の支払を除く。）を請求した後にあっては、この限りではない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に

定められているときには、第1項の規定による読替え後の第22条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

- 4 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第22条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第22条第1項の規定にかかわらず、乙は、業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 6 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第23条第3項の規定を準用する。

(前払金等の不払に対する業務の中止)

- 第29条 乙は、甲が第20条、第22条、第25条又は第26条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙が業務の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え現場を維持し若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

- 第30条 目的物にかしがあるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は、修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第19条第4項の規定による引渡しを受けた日から1年以内にこれを行わなければならない。

ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年6月23日法律第81号）第94条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求をすることができる期間は10年とする。

- 3 甲は、目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項の定める期間内で、かつその滅失又はき損の日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 4 第1項の規定は、目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。
ただし、乙がその材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第31条 乙がその責に帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、遅延日数1日につき契約金額に対して1,000分の2に相当する額とする。この場合において、引渡しを受けた出来形部分のあるときは、その相当額を業務委託料から控除して損害金の額を算定する。
 - 3 前項の延滞損害金については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に準ずる遅延利息の支払を乙に請求することができる。
 - 4 甲の責に帰すべき事由により、第20条第1項(第26条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に規定する割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の契約解除権)

- 第32条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 乙がその責に帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (3) 乙が前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (4) 乙が破産、会社更生手続開始の申立をしたとき又は申立を受けたとき(破産宣告後において破産法(平成16年6月2日法律第75号)第53条、会社更生手続開始申立の場合においては会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)第61条の制限を受ける場合を除く。)
 - (5) 乙が所在不明となったとき。
 - (6) 乙の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。
 - 3 前2項の定めるところにより、この契約が解除された場合においては、乙は、この契約を解除したことにより甲に与えた損害を賠償しなければならない。

(乙の契約解除権)

第33条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 甲の指示により仕様書等の内容を変更したため、契約金額が3分の1以上減少したとき。
- (2) 甲の指示による業務の中止期間が、契約期間の2分の1以上となったとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後1月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(法令等の遵守)

第34条 乙は、契約の履行に当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙の業務の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができるものとする。
- 3 乙は、前項の規定による報告を求められたときは、甲に対し当該報告を行わなければならない。

(一括再委託の禁止等)

第35条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により甲の承諾を得なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第36条 乙は、この契約から生ずる権利、又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。

ただし、あらかじめ書面をもって甲が承認した場合はこの限りではない。

(契約の内容変更等)

第37条 甲は、必要があるときは乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は履行を中止させ、若しくはこれを打ち切ることができる。

(秘密の保持)

第38条 乙は、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(環境配慮)

第39条 乙は、甲に提出する書類等には、環境負荷の少ない環境配慮製品を使用するなど、環境に配慮した行動に努めるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第40条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月6日鎌倉市条例第11号。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
 - (2) 乙が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年12月28日神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
 - (3) 乙及び役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
 - (4) 乙が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (5) 乙が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第41条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 乙は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない。
 - 3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(情報セキュリティ)

第42条 乙は、業務の実施に際して別紙「情報セキュリティの確保に関する遵守事項」

に従わなければならない。

(協議事項)

第43条 この契約に定めのない事項及び甲乙間に紛争、又は疑義を生じた事項については、鎌倉市契約規則に定めるところによるほか、必要に応じて甲乙間の協議により定めるものとする。

(専属的合意管轄)

第44条 この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 6月 1日

甲 神奈川県鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市役所
鎌倉市長 松尾 崇

乙 神奈川県横浜市金沢区福浦2丁目4番15
三愛電子工業株式会社 横浜営業所
営業所長 三浦 幸喜

議案第 6 号

物件供給契約の締結について

本市は、高規格救急自動車の購入について、一般競争入札の方法により、次のとおり物件供給契約を締結するものとする。

平成29年6月14日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 物 件 名 高規格救急自動車（鎌倉）
- 2 契 約 数 量 1 台
- 3 契 約 金 額 19,116,000円
- 4 供給契約者 横浜市神奈川区栄町7番地1
神奈川トヨタ自動車株式会社
直販部部長 渡 辺 浩

「参考」

物件供給仮契約書

供給物件	名称	形状寸法	単位	数量	単価	金額																				
	高規格救急自動車 (鎌倉救急車)	別紙仕様書のと おり	台	1	17,700,000 円	17,700,000 円																				
契約金額	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>百万</td><td></td><td>千</td><td></td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>¥</td><td>1</td><td>9</td><td>1</td><td>1</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> <p>(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、1,416,000 円)</p>										百万		千		円			¥	1	9	1	1	6	0	0	0
				百万		千		円																		
		¥	1	9	1	1	6	0	0	0																
納入期限	平成29年10月31日																									
契約保証金	契約金額の100分の <input type="checkbox"/> 現金 <input checked="" type="checkbox"/> 免除 契約規則第5条 第3号該当 円 <input type="checkbox"/> 有価証券																									
納入場所	鎌倉市消防本部 警防救急課																									
かし担保責任期間	発注者に引き渡した日から起算して1年間																									
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を得たとき本契約に切り替わるものとする。この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付する。																										

上記の物件供給について鎌倉市を発注者とし、神奈川トヨタ自動車株式会社を受注者とし、次の条項により、仮契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、発注者の指示に基づき、頭書の物件をその契約金額をもって納期内に発注者の指定する場所に納入しなければならない。

(契約金額の支払)

第2条 受注者は、次条の規定による検査に合格し、引き渡しを完了したときは、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書で請求をするものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に鎌倉市指定金融機関において支払うものとする。

(検査及び引き渡し)

第3条 受注者は、物件を納入しようとするときは、納品書を発注者に提出して、納入場所その他発注者が指定する場所において発注者の検査を受け、これに合格したときは、物件を発注者に引き渡さなければならない。

2 検査の結果、不合格の物件があるときは、受注者は発注者の指示する期間内に良品との交換、手直しその他必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない

(履行遅滞の場合の損害金)

第4条 受注者の責に帰する理由により、納入期限内に物件を納入することができない場合において、期限後に納入する見込みのあるときは、物件納入後発注者は受注者から損害金を徴収する。

2 前項の損害金は、遅滞日数1日につき契約金額の1000分の2に相当する額とする。

(かし担保責任)

第5条 受注者は、かし担保責任期間中、発注者に対して契約物件の「かし」を補修し、又は他の良品と交換し、若しくはその「かし」によって生じた損害の賠償を行う責を負わなければならない。ただし、その「かし」が天災その他の不可抗力に起因したと

発注者が認めたときは、この限りでない。

(契約の変更)

第6条 発注者は、必要と認めたときは、物件の品質、形状若しくは数量の変更又は契約期間の伸縮若しくは契約金額の増減をすることができる。

(権利譲渡の禁止)

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を発注者の承認を得なければ第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(発注者の契約解除権)

第8条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 納入期限内に契約履行の見込みがないと認めるとき。
 - (2) 法令の規定により、登録を取り消され、又は営業の停止を命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。
 - (3) 前各号のほか契約者、その代理人又は使用人がこの契約事項及び鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号)に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、契約保証金があるときは、契約保証金は発注者の帰属とし、発注者が契約解除により損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者受注者協議して定める。
- 3 発注者は、第1項の規定による場合のほか必要があると認めるときは、受注者と協議の上、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときはその賠償を請求することができる。

(受注者の契約解除権)

第9条 受注者は、第6条の規定により物品の品質、形状又は数量等の変更のため当該契約金額又は契約期間がそれぞれ2分の1以上減じたときは、当該契約の解除を請求することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。

(紛争の解決)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義ある事項については、鎌倉市契約規則の定めるところによるもののほか、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第11条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
 - (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
 - (3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
 - (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第12条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(法令遵守等)

第13条 受注者は、契約の履行に当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者の業務の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができるものとする。

3 受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行わなければならない。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 29 年 5 月 2 日

発注者 住 所 鎌倉市御成町 18 番 10 号
氏 名 鎌倉市
市長 松 尾 崇 ㊟

受注者 住 所 横浜市神奈川区栄町 7 番地 1
氏 名 神奈川トヨタ自動車株式会社
直販部部长 渡 辺 浩 ㊟

議案第 7 号

指定管理者の指定について

鎌倉市子ども会館及び鎌倉市子どもの家の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成29年6月14日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市西鎌倉子ども会館

鎌倉市岩瀬子ども会館

鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」

鎌倉市いまいずみ子どもの家「うぐいす」

2 指定管理者となる団体

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 関口 昌太郎

3 指定の期間

平成29年10月1日から平成32年3月31日まで

議案第 8 号

鎌倉市民間保育所等整備運営事業者
選定委員会条例の制定について

鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定委員会条例を次のように定める。

平成29年 6 月 14 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

公有財産等を活用し、民間保育所等の整備運営を行う事業者を選定する鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定委員会を設置し、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、公有財産等を活用して、民間保育所等の整備運営を行う事業者を選定するため、鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公共的団体が推薦する者

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

鎌倉市放課後子どもひろば条例の制定について

鎌倉市放課後子どもひろば条例を次のように定める。

平成29年 6 月 14 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

厚生労働省及び文部科学省が策定した放課後子ども総合プランに基づき、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことにより児童の健全育成を図るための鎌倉市放課後子どもひろばを設置するとともに、その管理運営に当たり指定管理者制度を導入するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市放課後子どもひろば条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことにより児童の健全育成を図るため、鎌倉市放課後子どもひろば（以下「子どもひろば」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 子どもひろばの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第3条 子どもひろばの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 子どもひろばの利用に関する業務
- (2) 子どもひろばの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 放課後子ども総合プランに基づく事業の企画及び実施に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(休所日)

第4条 子どもひろばの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前2号に掲げる日を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは市長の承認を得て、休所日に開所し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(開所時間)

第5条 子どもひろばの開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日まで（次号に掲げる日を除く。）
 - ア 4月から9月 当該子どもひろばの存する市立小学校の授業の終了後（その日において最も早く全ての授業が終了する学級における授業の終了後をいう。以下同じ。）から午後5時まで
 - イ 10月から3月 当該子どもひろばの存する市立小学校の授業の終了後から午後4時30分まで
- (2) 学校休業日
 - ア 4月から9月 午前8時30分から午後5時まで

イ 10月から3月 午前8時30分から午後4時30分まで

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは市長の承認を得て、開所時間を臨時に変更することができる。

(対象児童)

第6条 子どもひろばを利用することができる児童は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 子どもひろばの存する市立小学校に在学している者
- (2) 子どもひろばの存する市立小学校の通学区域内にある子どもの家を利用している者

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは市長の承認を得て、前項に掲げる者以外の者が子どもひろばを利用することを認めることができる。

(利用の登録)

第7条 子どもひろばを利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ登録の手続きをしなければならない。

- 2 登録の期間は、登録の日からその日の属する年度の末日までとする。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、子どもひろばを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、子どもひろばの利用を制限することができる。

- (1) 子どもひろばにおける秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 子どもひろばの設置の目的に反した利用をするおそれがあると認められるとき。
- (4) その他子どもひろばの管理上支障があると認められるとき。

(利用料)

第9条 子どもひろばの利用料は、無料とする。

(指定管理者の指定)

第10条 指定管理者は、次の要件を満たす者のうち最も適当と認められる者について市長が指定する。

- (1) 利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) 子どもひろばの適切な管理ができること。
- (3) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。

- (4) 安定した経営基盤を有していること。
 - (5) 管理経費の縮減が図られること。
- 2 指定管理者の指定に係る申請、決定、取消し等、指定管理業務の報告その他の手続は、別に規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第10条の規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(公の施設の指定管理者選定委員会条例の一部改正)

- 2 鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例（平成24年2月条例第22号）の一部を次のように改める。

別表中「鎌倉市子ども会館・子どもの家指定管理者選定委員会」を「鎌倉市子どもの家等指定管理者選定委員会」に改める。

別表（第2条）

名称		位置
放課後子どもひろば	ふかさわ	鎌倉市梶原一丁目11番1号
放課後子どもひろば	せきや	同 関谷468番地1

議案第 10 号

鎌倉市障害児通所支援事業等運営事業者
選定委員会条例の制定について

鎌倉市障害児通所支援事業等運営事業者選定委員会条例を次のよ
うに定める。

平成29年 6 月 14 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

公有財産を活用し、障害児通所支援事業等を運営する事業者を選
定する鎌倉市障害児通所支援事業等運営事業者選定委員会を設置し、
地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定め
るものである。

鎌倉市障害児通所支援事業等運営事業者選定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、公有財産を活用して、次条各号に掲げる障害児通所支援事業等を運営する事業者を選定するため、鎌倉市障害児通所支援事業等運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事業を運営する事業者の選定について調査審議するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業
- (2) 法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業
- (3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業
- (4) その他障害児等の余暇活動の場所の提供を目的とする事業

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障害者団体が推薦する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の所掌事務の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 6 月 14日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

個人番号カードを利用し、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を使用して印鑑登録証明書が取得できるサービスを実施するため、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例

鎌倉市印鑑条例（昭和49年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）

第8条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されていないものを除く。）を使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であつて、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があつたときは、当該申請が適正であることの確認並びに印鑑登録証明書の作成及び交付を多機能端末機により行うものとする。

第9条中「前条」を「第8条及び前条」に改める。

付 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

議案第 12 号

鎌倉市職員の退職手当に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成29年 6 月 14日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

雇用保険法の一部改正に伴い、拡充された失業等給付相当と退職
手当の差額分を支給するため、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の退職手当に関する条例（昭和30年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の1項を加える。

7 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは、「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照

らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び付則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鎌倉市職員の退職手当に関する条例（以下この項及び次項において「新退職手当条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新退職手当条例附則第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した鎌倉市職員の退職手当に関する条例（以下この条において「退職手当条例」という。）第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であって退職手当条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が適用日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新退職手当条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、退職手当条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が付則第1項ただし書きに規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

議案第 13 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正
する条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 6 月 14日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

神奈川県屋外広告物条例の一部改正に伴い、屋外広告物許可申請手数料等の一部を改定するとともに、表示面が固定されている広告幕等の申請手数料を新たに定めるものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例(平成12年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部まちづくり景観部関係の款第1号中「100枚」を「50枚」に改め、同款第2号中「50円」を「300円」に改め、同款第3号中「500円」を「800円」に改め、同款第7号及び第8号中「100円」を「300円」に改め、同款第9号を次のように改める。

(9) 広告幕

ア 表示面が固定されていないもの

1張につき 300円

イ 表示面が固定されているもの

(ア) 照明装置のないもの

1張につき
1,500円(広告等に使用される面の表面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)

(イ) 照明装置のあるもの

1張につき
2,400円(広告等に使用される面の表面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)

別表市長の部まちづくり景観部関係の款第 10 号中「50 円」を「300 円」に改め、同款第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(1) 建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの

ア 照明装置のないもの

1 張につき
1,500円(広告等に使用される面の面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)

イ 照明装置のあるもの

1 張につき
2,400円(広告等に使用される面の面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)

付 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

議案第 14 号

社会福祉法人の助成に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

平成29年 6 月 14日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

社会福祉法人への助成の対象に、市外の事業所において本市の市
民に対し社会福祉事業を行う者及び市内において若しくは本市の市
民に対し社会福祉事業を行おうとする者を追加するものである。

社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例

社会福祉法人の助成に関する条例（昭和40年3月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「助成」の次に「その他の全ての社会福祉法人の助成」を加える。

第2条中「社会福祉事業を行なう者」を「若しくは本市の市民に対して社会福祉事業を行う者又は行おうとする者」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

鎌倉市障害児活動支援センター条例
を廃止する条例の制定について

鎌倉市障害児活動支援センター条例を廃止する条例を次のように定める。

平成29年6月14日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市障害児活動支援センターについて、指定管理者による管理から民間事業者への普通財産貸付による障害児通所支援事業等への実施に変更するため、本条例を廃止するものである。

鎌倉市障害児活動支援センター条例を廃止する条例
鎌倉市障害児活動支援センター条例（平成19年3月条例第34号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（公の施設の指定管理者選定委員会条例の一部改正）
- 2 鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例（平成24年2月条例第22号）の一部を次のように改正する。
別表鎌倉市障害児活動支援センター指定管理者選定委員会の項を削る。

議案第 16 号

鎌倉市子育て支援センター条例の一部
を改正する条例の制定について

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月14日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉子育て支援センターを由比ガ浜こどもセンターへ移転することに伴い、位置を改めるものである。

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市子育て支援センター条例（平成14年3月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鎌倉子育て支援センターの項中「鎌倉市御成町20番21号」を「鎌倉市由比ガ浜三丁目11番48号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 17 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 6 月14日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市ふかさわ子どもの家「すずめ」及び鎌倉市せきや子どもの家「やまゆり」の管理運営に当たり指定管理者制度を導入するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」の項の次に次のように加える。

鎌倉市ふかさわ子どもの家「すずめ」

別表第2に次のように加える。

鎌倉市せきや子どもの家「やまゆり」

付 則

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 18 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 6 月 14日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

保育所等への入所が保留となったもののうち市長が特に保育を行
う必要があると認める者について、保育所等に入所できるまでの間、
公立保育園で実施している一時預かりの定員枠を利用して定期的に
保育を受けられるようにするとともに、その保育料等を定めるもの
である。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（緊急一時預かり保育料等）

第6条の2 法第20条第3項の認定を受けた同条第4項に規定する支給認定子どもであつて、その者の保護者が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に対して特定教育・保育等の利用を申請し、その利用ができるようになるまでの間にあるもののうち、市長が特に認める者（以下「緊急一時預かり子ども」という。）が市立保育所において保育（当該緊急一時預かり子どもに係る保育必要量の範囲内のものに限る。）を受けるときは、市長は、当該緊急一時預かり子どもの支給認定保護者等から別表第1(2)政令第4条第2項又は第3項に掲げる支給認定保護者に係る保育料の表に定める額（以下「緊急一時預かり保育料」という。）を徴収する。

2 緊急一時預かり子どもが、市立保育所において別表第2左欄に掲げる時間に保育（当該緊急一時預かり子どもに係る保育必要量の範囲内のものを除く。）を受けるときは、市長は、当該緊急一時預かり子どもの支給認定保護者等から同表右欄に定める額（以下「緊急一時預かり時間外保育料」という。）を徴収する。

第7条中「及び一時預かり保育料」を「、一時預かり保育料、緊急一時預かり保育料及び緊急一時預かり時間外保育料」に改める。

第9条第1号中「保育料」の次に「及び緊急一時預かり保育料」を加え、同条第2号中「時間外保育料」の次に「及び緊急一時預かり時間外保育料」を加える。

別表第1中「第3条」を「第3条・第6条の2」に改める。

別表第2中「第4条」を「第4条・第6条の2」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 19 号

鎌倉市保育所設置条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 6 月 14日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

津波浸水区域に位置する鎌倉市立材木座保育園及び鎌倉市立稲瀬川保育園の統合に伴い、鎌倉市立材木座保育園を削除するとともに、由比ガ浜こどもセンターへ移転する鎌倉市立稲瀬川保育園の名称、位置及び定員を改めるものである。

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例

鎌倉市保育所設置条例（昭和24年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

鎌倉市立材木座保育園	同 材木座三丁目5番8号	90人
鎌倉市立稲瀬川保育園	同 長谷二丁目20番18号	90人

」

を

「

鎌倉市立由比ガ浜保育園	同 由比ガ浜三丁目11番48号	180人
-------------	-----------------	------

」

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 20 号

鎌倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業
を実施するための人員等に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施する
ための人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

平成29年6月14日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

介護保険法施行規則の一部改正に基づき、主任介護支援専門員に
必要な研修の更新時期について、必要な規定の整備を行うものであ
る。

鎌倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するための人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
鎌倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するための人員等に関する基準を定める条例（平成27年3月条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 主任介護支援専門員（法第7条第5項に規定する介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。））その他これに準ずる者 1人

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年度までに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」という。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）のうち最初の主任更新研修（改正後の第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日（以下「5年経過日」という。）までの間に受ける主任更新研修のうち最初のをいう。以下同じ。）については、改正後の第3条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。
- 3 前項の規定により5年経過日までの間に最初の主任更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任更新研修以外の主任更新研修に係る改正後の第3条第1項第3号の規定の適用については、同号中「修了日から」とあるのは「鎌倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するための人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成 年 月 条例第 号）付則第2項に規定する最初の主任更新研修を修了した日から」

とする。

- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、付則第2項の規定によりみなされた最初の主任更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任更新研修を修了しないことにより、改正後の第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。
- 5 この条例の施行の日前に、平成26年度以前修了者が、改正前の第3条第1項第3号に規定する主任更新研修を修了している場合は、当該研修を修了した日を改正後の第3条第1項第3号に規定する主任更新研修を修了した日とみなす。

(地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するための人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 鎌倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するための人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成29年1月条例第24号)の一部を次のように改める。

付則第2項を削り、付則第1項の見出し及び項名を削る。

議案第 21 号

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月14日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

事業者が排出したごみ処理に関する適正な費用負担を求めるため、植木剪定材を除く事業系一般廃棄物等の処理手数料を改定するものである。

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第28条及び第28条の3中「別表第1」を「別表」に改める。

第29条を次のように改める。

（産業廃棄物の処分費用）

第29条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処分に要する費用は、10キログラムにつき250円とし、その都度徴収する。この場合において、当該廃棄物の数量が10キログラム未満の場合は10キログラムとし、その数量に10キログラム未満の端数がある場合は、その端数が5キログラム以上のときは10キログラムとし、5キログラム未満のときは切り捨てるものとする。

別表第1第4項中「210円」を「250円」とし、同表備考5中「又はその数量に10キログラム未満の端数がある場合には、」を「は10キログラムとし、その数量に10キログラム未満の端数がある場合は、その端数が」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の規定は、施行日以後に搬入される廃棄物に係る処理手数料及び処分に要する費用について適用し、施行日前に搬入される廃棄物に係る処理手数料及び処分に要する費用については、なお従前の例による。

議案第 22 号

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 6 月 14 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

開発事業に伴う景観に関する事項の協議の実施を鎌倉市都市景観条例に位置付けたことから、関連条項の削除等を行うものである。

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を
改正する条例

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第25条第1号及び第2号中「第44条第1項、第2項及び第4項」を「第44条第1項及び第3項」に改め、同条第3号及び第4号中「第44条第1項及び第2項」を「第44条第1項」に改める。

第29条第1項中「第27条」を「第23条の2」に改める。

第44条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

別表第1中「第2条、第3条」を「第3条」に改め、同表備考1（シ）及び（ス）中「第44条第1項及び第2項」を「第44条第1項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

	区域
区分1	鎌倉都市計画風致地区（平成21年9月18日神奈川県告示第449号）及び鎌倉都市計画景観地区（鎌倉景観地区）（平成20年3月1日鎌倉市告示第343号）
区分2	上記以外の区域

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第29条第1項の改正規定、別表第1の改正規定（「第2条、第3条」を「第3条」に改める部分に限る。）及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（以下「条例」という。）第13条に規定する事前相談を行っている開発事業（条例第2条第2項第2号に規定する開発事業をいう。以下同じ。）又は施行日前に条例第15条に規定する事前相談報告書が提出された開発事業については、改正後の第25条及び第44条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 23 号

鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 6 月14日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

大平山地区地区計画の都市計画決定に伴い、当該地区地区整備計
画区域を適用区域に追加するとともに、当該地区地区整備計画区域
内における建築物等の制限を定めるものである。

鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年12月条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

大平山地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大平山地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
---------------	---

別表第2中「(第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条)」を「(第4条―第10条)」に改め、同表に次のように加える。

大平山地区地区整備計画区域				165平方メートル	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1.0メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供するものであって、軒の高さが2.3メートル以下で、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫又は自転車置場であって、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>	
---------------	--	--	--	-----------	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

鎌倉市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

平成29年 6 月 14日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に
基づき、教育長の職務に専念する義務の特例等について必要な事項
を定めるものである。

鎌倉市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例

鎌倉市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年12月条例第44号）の一部を改正する。

「別に定める」を「前条及び別に定める」に改め、本則を第3条とし、同条に見出しとして「(勤務時間その他の勤務条件)」を付し、同条の前に次の2条を加える。

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づく職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の特例)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができ。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が必要と認める場合

第3条の次に次の1条を加える。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）が在職する場合には、施行日から旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までの間に限り、改正後の鎌倉市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は適用せず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係

条例の整備に関する条例（平成27年3月条例第47号）付則第3項の規定により、なおその効力を有するとされた同条例第2条の規定による改正前の鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年12月条例第44号）の規定は、なおその効力を有する。

議案第 25 号

鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定
委員会条例を廃止する条例の制定について

鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会条例を廃止する条例を次のように定める。

平成29年 6 月14日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画の策定に伴い、鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会の所掌事項の処理を終えたことから、本条例を廃止しようとするものである。

鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会条例を廃止する条例

鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会条例（平成27年11月条例第18号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 26 号

平成29年度鎌倉市一般会計
補正予算（第2号）

平成29年度鎌倉市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,246千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,927,946千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成29年6月14日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	6,721,997	800	6,722,797
	15 委託金	31,718	800	32,518
60	県支出金	3,201,834	3,676	3,205,510
	10 県補助金	751,235	3,676	754,911
75	繰入金	2,169,689	24,370	2,194,059
	5 基金繰入金	2,167,689	24,370	2,192,059
85	諸収入	2,229,273	2,400	2,231,673
	25 雑入	526,627	2,400	529,027
	歳 入 合 計	59,896,700	31,246	59,927,946

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,473,113	2,400	8,475,513
	5 総務管理費	6,996,427	2,400	6,998,827
15	民生費	23,406,353	20,389	23,426,742
	5 社会福祉費	11,962,343	4,066	11,966,409
	10 児童福祉費	9,297,410	16,323	9,313,733
20	衛生費	6,131,580	7,657	6,139,237
	5 保健衛生費	1,735,006	7,657	1,742,663
55	教育費	5,534,781	800	5,535,581
	5 教育総務費	1,530,520	540	1,531,060
	20 社会教育費	1,740,380	260	1,740,640
	歳 出 合 計	59,896,700	31,246	59,927,946

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
子 ども 会 館 (西 鎌 倉 ・ 岩 瀬) ・ 子 ども の 家 (に し か ま く ら ・ い ま い ず み) 管 理 運 営 事 業 費	平 成 30 年 度 か ら 平 成 31 年 度 ま で	千円 79,750

議案第 27 号

平成29年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）

平成29年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,066千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,646,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月14日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
40	繰入金	1,811,717	4,066	1,815,783
	5 他会計繰入金	1,811,716	4,066	1,815,782
	歳入合計	21,642,300	4,066	21,646,366

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	前期高齢者納付金等	4,555	4,066	8,621
	5 前期高齢者納付金等	4,555	4,066	8,621
	歳 出 合 計	21,642,300	4,066	21,646,366